

障害者就労支援センター運営法人コンソーシアム（共同事業体）取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、コンソーシアム（共同事業体）（以下「コンソーシアム」という。）として、障害者就労支援センター運営法人の指定の申請を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（指定申請にあたっての提出書類）

第2条 コンソーシアムとして運営法人の指定の申請を行なうにあたっては、障害者就労支援センター運営法人募集要項9（1）に定める応募書類に加えて、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1）次の事項を記載した届出書（第1号様式）

ア コンソーシアムの名称

イ コンソーシアムの構成員の所在地、名称及び代表者の氏名

（2）コンソーシアム届出書の提出及び協定の締結の権限についての委任状（第2号様式）

（3）コンソーシアムの結成、運営等についての協定書

2 市長は、前項に規定するもののほか、応募に必要と認める事項を記載させ、又は書面を添付させることができる。

3 第1項第3号の協定書は、コンソーシアム（共同事業体）協定書準則（別記様式）に従って、作成するものとする。

（責任分担割合）

第3条 構成員の責任分担割合は、各構成員間において自主的に定めるものとする。

（調査助言）

第4条 市長は、コンソーシアムの適正な運営を確保するため、必要に応じて実施体制及び運営状況について調査し、助言することができる。

附 則

この要綱は、平成24年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月12日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月22日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の各要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

第1号様式

コンソーシアム（共同事業体）届出書

年 月 日

（宛先）名古屋市長

フリガナ コンソーシアム の 名 称		
代 表 者	所 在 地 名 称 代表者職氏名	
そ の 他 の 構 成 員	所 在 地 名 称 代表者職氏名	
そ の 他 の 構 成 員	所 在 地 名 称 代表者職氏名	

この届出書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

注) 構成員が2者又は4者以上の場合は、適宜その他の構成員欄を削除又は追加すること。

第2号様式

委 任 状

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

委任者
所在地
名 称
代表者

私は、障害者就労支援センター運営法人の指定申請について、コンソーシアムとして参加するにあたり、下記のものに、届出書の提出及び協定の締結に関する一切の権限を委任します。

記

受任者

所在地
名 称
代表者

別記様式

コンソーシアム（共同事業体）協定書準則

（目的）

第1条 当コンソーシアム（共同事業体）は、障害者就労支援センターの運営（以下「センターの運営」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当コンソーシアム（共同事業体）は〇〇コンソーシアム（以下「当コンソーシアム」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当コンソーシアムは、事務所を〇〇〇に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当コンソーシアムは、〇年〇月〇日に成立し、その存続期間は、センターの運営の指定期間が終了し、当コンソーシアムの清算が終了するまでとする。

2 障害者就労支援センターの運営法人の指定を受けることができなかつたときは、当コンソーシアムは、前項の規定に関わらず、名古屋市と他の法人との間でセンターの運営に関する指定がされた日に解散するものとする。

（構成員）

第5条 当コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

所在地 〇〇〇〇〇

名 称 〇〇〇〇〇

所在地 〇〇〇〇〇

名 称 〇〇〇〇〇

（代表者）

第6条 当コンソーシアムは、〇〇〇〇〇を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 代表者は、センターの運営に関し、当コンソーシアムを代表し、下記の事項を行う権限を有するものとする。

(1) 名古屋市と折衝すること。

- (2) 障害者就労支援センター運営法人の指定の申請に関すること。
- (3) 運営補助金の請求及び受領、精算に関すること。
- (4) 当コンソーシアムに属する財産の管理に関すること。

(構成員の責任分担の割合)

第8条 当コンソーシアムの構成員の責任分担割合は、次のとおりとする。

〇〇〇〇〇 〇〇%
〇〇〇〇〇 〇〇%

(運営委員会)

第9条 当コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、センターの運営に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、センターの運営に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当コンソーシアムの取引金融機関は、〇〇〇〇〇とし、コンソーシアムの名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当コンソーシアムは、毎会計年度決算するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第13条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(センターの運営の指定期間中における構成員の脱退に関する措置)

第15条 構成員は、名古屋市及び構成員全員の承認を得なければ、当コンソーシアムの清算が終了するまで脱退することはできない。

2 構成員のうちセンターの運営の指定期間中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存する構成員が、連帯してセンターの運営を完了する。

3 第1項の規定により脱退した構成員があるときは、残存する構成員の責任

分担割合は、脱退した構成員が脱退前に有していた割合を、残存する構成員が有している割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。

(構成員の除名)

第 16 条 当コンソーシアムは、構成員のうちいずれかが、センターの運営の指定期間中において重要な義務の不履行その他除名し得る正当な事由を生じた場合においては、名古屋市及び他の構成員全員の承認により当該構成員を除名することができる。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 3 項までの規定を準用する。

(代表者の変更)

第 17 条 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、名古屋市及び他の構成員全員の承認により残存する構成員のうちいずれかを代表者とするものとする。

(解散後の瑕疵の担保責任)

第 18 条 当コンソーシアムが解散した後においても、当該指定管理期間中につき瑕疵があったときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

(委任)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇〇ほか〇〇法人は、上記のとおり〇〇コンソーシアム協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を〇通作成し、各通に構成員が記名し、各自所持するものとする。

〇年〇月〇日

名 称
代表者名

名 称
代表者名